

運用直前のマイナンバーについて確認しました

運用開始前から情報漏洩や詐欺、汚職など問題続出のマイナンバー制度。

12月議会では、市民から寄せられた疑問点をもとに一般質問を行いました。

さて、どんなことがわかったのかと言うと……



①具体的なメリットとデメリットについて

メリット……生活保護、児童扶養手当、国民健康保険、介護保険などに関わる事務で、添付書類の省略が可能。

デメリット……諸手続きには本人確認書類の提出が義務付けられ、なりすまし被害などの被害は考えにくい。

☆利用拡大を行わない現段階においては、メリットもデメリットもさほど大きくはないと考えられる。

②書留の不達数と再配達方法の確認

不達数……2015年12月4日の時点で6,280通、うち仕分け済みのものが4,168通。内訳は「宛所なし」440通、「受取期間超過」3,711通、「受取拒否」47通。

再配達……まず往復ハガキで受け取りの意志を確認し、郵送または来庁で本人に手渡す。

③認知症・知的障害など判断能力に難のある人、また視覚障害者のケース

同居家族があれば家族が管理する。単身者の場合は日常生活支援事業、成年後見制度などの活用が可能(費用負担が難しい場合は市長申し立てで申請できる)。

カード送付の書留には点字で「マイナンバー通知」との記載あり。また、封筒と台紙に音声コードも入っている。

☆これらの情報はたま広報やHPに掲載し、また地域包括支援センターなどで周知を徹底してほしいと要望した。

④再付番とカードの再発行

カードの紛失や盗難など、情報漏洩の可能性が認められる場合は再付番が可能。ただし警察に届け出て疎明資料を取得する必要がある。これは本人理由か否かにかかわら

ず、現時点では費用を国が負担することになっている。

単なるカード再発行の場合は、本人理由であれば本人の費用負担となる。

⑤個人情報と人権

個人番号カードのICチップには顔写真データが搭載されるという。こんな重大な運用を国民にはかりもせず決めるのは、主権者無視の違憲政策と言わざるを得ない。

またこの制度は、周囲に伏せておきたい情報がある住民への配慮を欠く。カード上の性別表記は性同一障害者、氏名表記は通名を使っている在日外国人にとって実質的な被害をもたらしかねない。この点は市長部局も認めているが、特に何らかの具体的な措置を講ずるという答弁はなかった。

以上、特に⑤は明白な人権侵害と思われますが、むろん法廷受託事務のため自治体レベルでの改変は不可能です。では、国策が住民の権利を侵害する場合に自治体はどう対処するべきなのか、自立した判断が求められる局面にさしかかっているのかもしれません。

なお、前議会同様に今回も制度導入に伴う条例改正が行われました。私たち生活者ネット・市民の会では、制度そのものには反対ながら「(法廷受託事務なので)運用を拒否できない以上、個人情報保護のための法整備は必要」との観点から、条例案そのものには賛成しています。

今後も、市民生活を守るという立場で現実の運用を注視していきます。